



発行 新潟県
号外 2
 令和8年5月14日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 56 新潟県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
- 57 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年5月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

36,718,400円

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和8年5月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
 - 35,767
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 323,543
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	19,756
新潟市東区	37,050
新潟市中央区	49,127
新潟市江南区	18,894
新潟市秋葉区	20,902
新潟市南区	11,902
新潟市西区	42,692
新潟市西蒲区	15,019

長岡市三島郡	72,855
上越市	50,633
三条市	25,816
柏崎市刈羽郡	22,849
新発田市北蒲原郡	29,500
小千谷市	9,197
加茂市南蒲原郡	10,080
十日町市中魚沼郡	15,766
見附市	10,755
村上市岩船郡	16,736
燕市西蒲原郡	23,731
糸魚川市	10,763
妙高市	8,280
五泉市東蒲原郡	15,643
阿賀野市	11,037
佐渡市	13,704
魚沼市	9,228
南魚沼市南魚沼郡	16,633
胎内市	7,572